

入学・就職・転勤等による住所を異動される方は、「住所の届出」が必要です

## 住所の異動届を忘れずに！

問 住民課 住民グループ ☎ 62-8126

- ▷ **住民票の住所の異動届**（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。
- ▷ 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新ののものにする必要があります。
- ▷ 「転出届」は、マイナンバーカードを使用して、マイナポータルで、提出できます。（※署名用電子証明書が必要です。）署名用電子証明書が無い方は、郵送による転出届ができます。

### 住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続き方法

#### 他の市町村に転出・転入する場合

##### オンラインでの届出

引越前の  
市町村

〔転出前に〕

マイナポータルを通じオンラインで転出届を提出する。（窓口へ行くことなく自宅等で手続きできます）



引越先の  
市町村

〔転入した日から14日以内に〕

マイナンバーカードを提示の上、転入届を提出する。\*1

##### 窓口での届出

引越前の  
市町村

〔転出前に〕

転出届を出して、転出証明書\*2を受け取る。



引越先の  
市町村

〔転入した日から14日以内に〕

転出証明書\*3を添えて、転入届を提出する。

#### 同一の市町村で転居する場合

お住まいの  
市町村

〔転居した日から14日以内に〕

窓口で転居届を提出する。\*3

- \*1 マイナポータルを通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- \*2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- \*3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

日本一の桜の里をめざして

## 「さくらの里クリーンアップ作戦」にご参加ください

さくら湖においていただいた方々に快適に桜を觀賞していただけるよう、さくら湖流域協働ネットワーク主催による「さくらの里クリーンアップ作戦」を実施します。

多くの町民の皆さんのご参加をお願いします。

**時** 4月6日(土) 午前9時～11時

**▶集合場所** 三春ダム管理所駐車場（午前8時30分から受付開始）

**▶申込方法** 申込書をFAXするか、電話で申込んでください。申込書は三春交流館「まほら」、町民図書館、役場住民課窓口に準備してあります。\*大滝根川コース（田村市）もあります。

**問・申込** さくら湖流域協働ネットワーク（三春ダム管理所管理係内）☎ 62-3145 FAX62-3170

- ▶主催** さくら湖流域協働ネットワーク
- ▶後援** 三春町／田村市／郡山市／国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所
- ▶協賛** 株式会社三春まちづくり公社／スカイパレスときわ／あぶくま洞
- ▶協力** 三春ダム維持管理協議会／大滝根川流域生活排水対策推進協議会／応用地質株式会社応用生態工学研究所／株式会社タツミ電工／福浜大一建設株式会社／三春工業株式会社／陸奥テックコンサルタント株式会社

